



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 130 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

取締役の注意義務違反に対する罰則（会社法）

連邦裁判所は、カジノ運営 Star Entertainment 社の取締役らの注意義務違反が問われた裁判で、今年 3 月に元 CEO と元ジェネラルカウンセルの責任を認める判決を下していましたが、今年 6 月、兩人に対する罰則についての判決を言い渡しました。元 CEO には 70 万豪ドルの罰金と 6 年の資格停止（取締役への就任を含む会社経営への関与禁止）が、元ジェネラルカウンセルには 40 万豪ドルの罰金と 7 年の資格停止が科せられ、両名は連帯して ASIC の裁判費用の 45%を負担するものとされました。

本判決は、故意ではなく過失による違反行為に対するものとしては従来の裁判例と比較して特に厳しい罰則を科すものです。裁判所は、取締役の監視機能に関して、問題の兆候を認識した場合に適切な確認・調査を行うことの重要性を強調しており、罰則の判断においては、兩人の職位、真摯な反省の不存在、カジノ事業固有のリスクに見合った監視機能の維持が期待されること、同種事案の一般抑止の観点のポイントとなりました。

本判決を踏まえ、取締役・オフィサーの責任に関する D&O 保険の付保範囲を改めて確認すべきです。また、責任の有無を争ってトライアル（証人尋問を含む審理手続）に進んだ取締役らに対して、早期に和解に応じた取締役らに比べて重い罰則・費用負担が命じられたことを踏まえると、行政当局（ASIC）による執行事案では、違反の事実を争うのか、和解に応じるのかについて、早い段階で弁護士の助言を得ながら、十分な判断材料を収集した上で検討することが重要です。

本判決の解説記事への[リンク](#)、D&O 保険に関する具体的な検討事項に関する記事への[リンク](#)はこちら（いずれも英文）。

重要インフラに関するリスク管理要件の強化（経済安全保障）

オーストラリア政府は、重要インフラ安全法（Security of Critical Infrastructure Act 2018 (Cth)）に基づく重要インフラリスク管理プログラム規則（Critical Infrastructure Risk Management Program (CIRMP) Rules）を改正しました。

既存の規則は、重要インフラの管理責任者は、重要インフラリスク管理プログラム（CIRMP）において、サイバー・情報セキュリティ、人員体制、サプライチェーン、物理的安全性という4つのカテゴリにおける重大なリスクを軽減するための手続・システムを特定・反映すべきという基本原則を示していました。

新規規則は、報道、ドメインネーム、電力、エネルギー市場運営者、運送インフラ、運送サービス、ガス、液化燃料、水道、の9分類の重要インフラ資産に関するCIRMP策定にあたって遵守すべき要件として、従来の規則に上乗せした内容を規定しています。前述の4カテゴリに共通する重大リスクとして、①オーストラリアの国家安全保障又は社会的・経済的安定性を損なう重要インフラ資産機能の低下、②外国の所有・支配・影響に起因する侵害、③重要な構成要素に対する又は事業上の重要データ（個人情報、研究開発、事業継続性に関する大規模データベース）に対する海外からの又は遠隔アクセスが新たに定められました。加えて、カテゴリごとの具体的な上乗せ要件も規定されています。

地政学リスク、サプライチェーンリスクがますます意識される中で、新規規則の施行に加えて、重要インフラ安全法に基づく連邦内務大臣の権限を拡大する法改正の準備も進められています。重要インフラの運営事業者においては、法改正の動向も注視しながら、現行のCIRMPの見直しを速やかに進める必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

心理社会的ハザードを意識した社内調査対応（労働法）

職場におけるコンプライアンス違反やハラスメント事案の内部通報があった場合、これに適切に対応するための社内調査の実施が必要となりますが、調査の実施方法によっては、調査の対象者や実施者として関与する従業員に対する心理社会的な問題を発生・増大させる事態が生じるリスクがあります。

社内調査を行う企業は、業務や労働環境等に関連して精神的損害の原因となるもの（心理社会的ハザード）を除去・最小化するための積極的措置を、実務上合理的な範囲で実施する義務を負います。迅速で効率的な調査と職場の心理的安全性を両立させるためには、調査の各フェーズ（事前準備、実施中、事後対応）において、業務量の調整、情報共有、手続的公正性、関係者間の関係といった点に留意し、適切な措置を講じながら対応を進めることが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ジャパンタイムズ紙特集記事のご紹介（日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号）

英字新聞ジャパンタイムズ紙の日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号にて、当事務所の特集記事が掲載されました。同記事では、これまでに両国が築いてきた経済関係と将来の展望に触れながら、当事務所およびジャパン・プラクティス・グループの取り組みが紹介されています。日本企業の皆様によるオーストラリアでの投資や事業展開に関して、言語、法制度、ビジネス慣習の違いも踏まえたサポートを提供していることについて、当事務所の最高執行パートナーである Emma Covacevich 弁護士およびジャパン・プラクティス・グループの責任パートナーである加納 寛之弁護士がコメントしています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近の案件実績のご紹介（旭食品株式会社による Clamms Seafood の買収）

クレイトン・ユッツ法律事務所は、2026 年 7 月 1 日付で実行された旭食品株式会社による水産食品会社 Clamms Seafood Pty Ltd の全株式の取得に関して、旭食品に対して法的助言を提供しました。

Clamms Seafood 社はメルボルンを拠点とする水産食品大手であり、加工、製造、卸売、小売、輸出を手掛けています。本取引は、旭食品のオーストラリア東部での水産食品の販路・供給網を拡大するものであり、同社の水産食品事業の海外戦略における重要なステップと位置づけられています。

当事務所は、加納 寛之弁護士（パートナー）、山浦 茂樹弁護士、須川 佑妃弁護士、曾我 修平弁護士を中心に法的助言を提供しました。

当事務所プレスリリース（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近の案件実績のご紹介（豊田通商株式会社による MCT Automotive Group の買収）

クレイトン・ユッツ法律事務所は、2026 年 2 月に実行された豊田通商株式会社による中古車の買取・販売会社 MCT Automotive Group Pty Ltd の 100%買収に関して、豊田通商に対して法的助言を提供しました。

MCT 社はオーストラリアの中古車買取・販売大手であり、2019 年の設立以降、同社ウェブサイト「Cars4us」を通じたオンライン中古車買取事業を中心に事業規模を拡大してきました。本取引を通じて、豊田通商は日本国外でのモビリティバリューチェーン事業にさらに注力しています。

当事務所は、加納 寛之弁護士（パートナー）、Clayton Barrett 弁護士、山浦 茂樹弁護士、須川 佑妃弁護士、Natalie Harawira 弁護士、曾我 修平弁護士を中心に法的助言を提供しました。

当事務所プレスリリース（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パス日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パス日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice 紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用了資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM & A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール: hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンスル 山浦 茂樹
メール: syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール: ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曽我 修平
メール: ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール: ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール: kridgway@claytonutz.com